

令和4年9月市議会定例会一般質問通告全文

9月13日（火）

★通告順位	1-1	原口 康之
★件名		「第2期 牧之原市子ども・子育て支援事業計画」及び「牧之原市保育園等施設マネジメント計画」について

牧之原市における最大の懸案事項として少子高齢化による人口減少が挙げられている。「第2次牧之原市総合計画（後期基本計画）」において、平成17年（合併当時）と令和4年（推計値）を比べると、幼年人口（0歳から14歳の人口）が率にして約40%、人数にして約2,800人も減っており、これは同期間の総人口の減少率約19%の倍の数値となっている。一方では、牧之原市は製造品出荷額は県内トップクラスにあり、一部上場企業も抱え、昼夜間人口が110%を超えている。核家族化など家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化している昨今、子供を産む環境の確保、子育て支援の充実を図る取組などの施策を実施するとともに、それらがしっかりと成果に繋がっているのかを検証していくことも重要であると考えます。

また、市では「公共施設マネジメント基本計画」を策定し、個別施設に関する計画として「公共施設マネジメント個別施設計画」「個別施設計画シート（別冊）」を策定している。令和2年3月には「牧之原市保育園等施設マネジメント基本計画」を策定し、その目的を「市が保有する保育園等の現状と課題を把握、分析したうえで、本市に適した保育園等の施設運営や適正配置を進めるための具体的な取組を整理すること、魅力的で持続性の高い、健全な都市経営を実現しつつ、教育・保育環境の向上を図ること」としており、市長も令和3年の市長選挙の際に1期目（4年間）の成果として、「公立保育園の民営化に向けての始動」を挙げていた。

令和4年3月には、計画に従い「静波保育園」「菅山保育園」「萩間保育園」「勝間田保育園」を民営化し、「地頭方幼稚園」「地頭方保育園」の地頭方地区2園については、同地区における児童数が適正なクラス規模となる場合に統合し、こども園とすることとしており、統合の基準（令和2年4月1日を基準に3年連続で地区内の0歳児が24人以下）を今年度に満たしたことから、これから統合に向けての検討が進んでいくものと考えます。

今後も、計画に沿って市内保育園等の民営化が検討されていくことになっていることから、施設マネジメントと子育て支援の観点から以下の点について伺う。

- 1 合計特殊出生率について、平成17年には1.26と過去最低まで落ち込んでいたが、直近の値はどうか。また、10年ひと昔ということわざにあるように目まぐるしく変わる社会状況を考えると、入園施設を選択する際の事由も変化してきていると思われるが、市民ニーズなどの現在の状況を伺う。
- 2 地頭方地区の2園については、前述のとおり「令和2年度を基準に3年連続で地区内の0歳児が24人以下」となる場合に統合することとなる。計画では、今年度

にこども園化の方向性を決定するとともに実施計画を策定し、令和6年度に新たなこども園を開園するとなっている。その後、民営化についても検討していくこととなっているが、現在、どのような組織で検討しているのか。また、その進捗と今後の具体的なスケジュールなど、統合、民営化に向けての進め方について伺う。

- 3 「第2期 牧之原市子ども・子育て支援事業計画」と「牧之原市保育園等施設マネジメント計画」はそれぞれ連携しているとのことだが、前者の基本理念として「のびのびと子どもが育ち 今と未来と子育てを 地域で支え合う まきのはら」、後者の基本理念として「心豊かにたくましく～牧之原市の子どもたちが『現在を』『未来を』よりよく生きるために～」とある。この基本理念を含め、2つの計画がどのように連携しているのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	中野 康子
★件名		日本一女性にやさしいまちの実現に向けた取組について

第3次牧之原市総合計画が、令和5年度からスタートする。

重点戦略・プロジェクトとして、市長が掲げる「日本一女性にやさしいまちの推進」、それは、みんなが笑顔で過ごせるまちに向かって進みたいという思いである。

その取組は、子育て世代の減少に歯止めがかかるほか、移住定住の促進、人口減少対策につながると期待されるものである。

そこで、以下の点について伺う。

- 1 男性の育児休業取得率について、政府は、2025年までに30%との目標を掲げている。2021年度時点では、前年度に比べ1.32ポイント上昇し、13.97%となり9年連続増ではあるが、政府目標には程遠い結果とのことである。
牧之原市では、男性の育児休業取得率を上げる対策をどのように考えているか。制度の周知や、育児休暇を取りやすい環境づくりなど、取組として実施していることは。また、今後、考えられる取組は。
- 2 若い女性は、子育てしながらも働きたいという思いが強い。女性が安心して、働きやすい環境を整えることは大切と思われるが、女性の活躍、働き方の支援に、市として取り組める事とは、どのような事があるか。
- 3 市民の健康づくりの為、「食生活、運動、生きがい、健・検診」の総合的取組は、出産や子育てを将来向かえる若い女性には、特に必要だと思われるが、どのような周知と実践を考えているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	加藤 彰
★件 名		発達に課題のある子どもとその保護者への支援について

発達障害者支援法では、市町村は、発達障害の健診での早期発見に努めること、早期の発達支援の措置を講じることとされている。障害者基本法の改正でも「身近な場所で療育、支援を受けられるような施策」として自治体が発達支援のしくみを作るとなっている。また、市町村は、母子保健法に規定する健康診査を、市町村教育委員会は学校保健安全法に規定する就学時の健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないものとされている。平成24年の児童福祉法改正によって児童発達支援事業所の制度が始まり、行政の認定を経て受給者証を取得することで、療育に通うことができる。「『療育』に通う」という場合は、概ね「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を指し、前者は未就学児、後者は小学校から高校に通う就学児が対象。

その子が一人の人としてその子らしく生きていけるまで、乳幼児期、学齢期、青年期と連続した支援が必要である。また、乳幼児期、学齢期、青年期と連続した支援を考える時、家族の果たす役割は大きい。

平成28年の改正発達障害者支援法において、発達障害者の家族等の支援の強化を図るため、必要な措置として、都道府県及び市町村が発達障害者の家族等に対し、情報の提供や発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を適切に行うことが新たに追加されている（平成28年8月1日）。

文部科学省が平成24年2月から3月までにかけて全国（岩手、宮城及び福島の3県を除く。）の公立の小学校及び中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を対象として実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年12月文部科学省）の結果では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%（推定値）となっている。

また、同省が令和元年5月に国公立の小学校、中学校及び高等学校を対象として実施した「通級による指導実施状況調査」の結果では、通級による指導を受けている発達障害のある児童生徒数は、前年度（平成30年度）比では、言語障害で937名、自閉症で1,460名、情緒障害で3,083名、学習障害で2,096名、注意欠陥多動性障害で3,409名の増となっている。

少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているとともに、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している。

そこで、発達に課題のある子どもとその保護者への支援に関して、以下について伺う。

- 1 ある程度の高い精度で早期発見が可能となる時期も、障害によって異なる。知的障害のない発達障害は、主として学童期に集団生活や学業において問題が発現しやすい。ということは、「早期」とは幼児期前半ということになり、1歳6か月児健康診査及び幼稚園・保育園の集団生活の中での発見が重要となってくる。また、親は、子どもを育てる立場であると同時に、障害のある子どもをもつことによる悩み

を抱える立場でもある。したがって、早期支援で最も重要なのは、親支援である。このことから以下3点について伺う。

- (1) 早期発見可能な年齢の下限は、自閉スペクトラム症は1歳半であり、注意欠陥多動性障害は3歳、学習障害は就学後、発達性協調運動障害は3歳であると考えられている。未就学児における早期発見に関する本市の取組をどのように評価されているのか伺う。
- (2) 令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする本市「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」においては「みんなで支えあい自分らしく暮らせるまち」を将来像として掲げ、その実現に向けて、「障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標数値」と「必要なサービス見込み量」を定めている。そこで、「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」、「発達障害者等の支援」【新規】、「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」の各項目に関して、これまでの成果と課題、方向性について伺う。
- (3) 本市総合計画においては「子育て支援の充実」を施策として掲げ、その実現に向けた方策として「育児に関する相談などの支援」の項目では「子どもセンターを拠点として、子どもの成長過程に関する情報の一括管理、発達に課題のある子どもや保護者への専門的支援、育児全般に関する相談などの切れ目ない支援を行います」としている。そこで、具体的にどのような取組を行っているのか伺う。

2 特別支援教育を必要とする学齢期の子どもの数が急増し、さらに、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と支援が求められている。このことから以下3点について伺う。

- (1) 本市における特別支援教育の基本的な考え方について伺う。
- (2) 令和元年度「通級による指導実施状況調査」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)によれば、国公立小学校、中学校及び高等学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は134,185名(前年度123,095名)であり、11,090名増加している。また、小中学校等の特別支援学級数と在籍する児童生徒数はそれぞれ73,145学級、326,458名となっている。障害のある子の教育のニーズは、ここ10年で非常に高くなっており、10年前に比べておよそ2倍である。なぜ、こんなに増えているのか、その背景等について伺う。
- (3) 発達障害のある子どもについては通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの選択肢の中からどこへ進学するかを選択する機会がある。どこで学ぶかは障害の種類や程度によるが、特別支援教育を行う上での課題について伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4 - 1	絹村 智昭
★件 名		学校環境と学校設備について

2022年、牧之原市内の各小中学校もコロナ禍の中、9月を迎え2学期がスタートした。市では、2030年を目標に学校再編計画が進められているが、急速な時代の流れの中で、新しい学校ができるまでの児童生徒の安全安心のため、学校環境と学校設備について伺う。

1 学校環境について

- (1) 児童生徒における個人情報の取扱いについて、名札を付けての登下校を個人情報保護の観点からどう考えているのか。
- (2) 自転車通学路の安全性について、道路の破損、歪み、荒天時の枝木等の通行の障害物を見かけることがあるが、通学路の点検及び対応についてどう対処しているのか。

2 学校設備について

- (1) 学校内にある遊具等は定期点検されていると思うが、現在の安全性はどうなっているのか。
- (2) 社会体育施設のグラウンドの芝生化については、過去に一般質問がなされているが、学校運動場の芝生化についてはどのように考えているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5 - 1	名波 和昌
★件 名		牧之原市のまちづくりについて

牧之原市はご承知の通り、平成17年の合併以来、人口減少が進み、さらに他市町が抱える問題と同様に、少子化、高齢化、転出、空き家、耕作放棄地、閉鎖商店、災害等の様々な課題を抱え、第2次総合計画に続き、来年度から始まる第3次総合計画にその対策を織り込み、様々な施策を立案実施するものと認識している。

さらに第2次総合計画は、第2期総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）と連動して推進されていることも認識している。

また、この総合計画と総合戦略は「まちづくり推進本部会議」にて進捗状況を協議し、総合的な政策間連携を図ることにもなっている。

総合戦略には「5年間進めてきた第1期総合戦略の成果の検証、人口を含む各種指標や統計データの状況、総合計画や各種計画に基づく施策の推進状況などを考慮するとともに、新しい発想での取組を具体化し、今住んでいる人が今後も住み続け、外から来る人達が住みたいと思えるまちをつくることで、人口問題を解決し、まちの持続性の確保に向けて実効性のある計画とする」とある。

このような中で、牧之原市の最大の課題である「若者の減少」について6月定例会においても質問し、その要因と対策を答弁いただいた。

そこで、あらためて第2次総合計画から第3次総合計画に進む、牧之原市のまちづ

くりについて、次の通り伺う。

1 市長の「牧之原市のまちづくり」の考え方について

- (1) 牧之原市の未来像をどのように描いているか。
- (2) 牧之原市の枠組をどのように考えているのか。
- (3) 「牧之原らしさ」とは具体的に何を指すのか。

2 若者の移住・定住について

- (1) 平成20年以降、20代から30代の市民の大幅な減少が続いている。6月定例会では、その要因は「子供を産み育てる環境」「教育環境」「震災リスク」等の複合的であることと、その対策を答弁いただいたが、現時点ではどのような結果となっているか。
- (2) 静波サーフスタジアムに代表される、「夏季関連事業」は「移住・定住」にどのような効果をもたらしたか。
- (3) 学校再編計画は「移住・定住」にどのような効果をもたらすものと考えているか。

3 安全で安心な活力ある拠点の創出について

- (1) 第2期総合戦略に設定されている3つの基本目標の進捗状況はどのようになっているか。
- (2) 今定例会初日に行われた市長行政報告にて、相良牧之原 IC 北側開発事業について「未同意者の相続手続きが完了し、9月18日には土地区画整理組合の設立に向けた第5回総会を開催する予定」との報告があったが、その後のスケジュールはどのような計画となっているか。
- (3) 海岸防潮堤整備事業の進捗はどのようになっているのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6-1	濱崎 一輝
★件名		DX時代に向けた働き方改革について

働き方改革関連法が2019年4月1日に施行されてから、企業をはじめ多くの組織があらゆる方法で働き方改革を進めてきた。

DXに関しても、取組を始める組織が増えてきたが、働き方改革に比べると具体的なイメージを持ちづらく、二の足を踏んでいるところが少なくない状況である。

日本のDXは、世界的に見るとかなり遅れを取っている。新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、日本におけるデジタル化の遅れやレガシーシステムと言われる、旧来型のシステムからの脱却がなかなか進まないといったことに起因し、様々な課題がクローズアップされている。

DXは、主に2つの要素を含んでいる。1つが「デジタルイゼーション」と呼ばれるデジタルを活用して業務を効率化していくという守りの視点。2つ目が「デジタルイゼーション」と呼ばれるデジタルを活用していかにお客様や市民と繋がっていくか、

いかにお客様や市民に成功体験を提供できるかという、攻めの視点である。

これらのことを踏まえた上でDXを推進していくということは、組織全体の業務を見直していく中で、そこで働く全ての従業員や職員が、その効果を実感できることが重要になる。

このようにDXは、データやデジタル技術の活用により新しい価値を創造していくことができるが、民間に比べ自治体のDXは遅れている。

自治体DXを成功させるポイントはいくつか挙げられるが、中でもデジタル人材の確保と体制強化が重要だと言われている。

次に、DX時代に対応できる多様な人材活用と働き方についてである。これからのDX時代には、どの組織においても労働力人口の減少により様々な課題が浮き彫りになってきており、中でも人手不足は深刻な課題である。

この人手不足を補うために、労働市場に参加していない女性の活躍や高齢者の雇用促進、外国人労働者の活用など、これまで以上に多種多様な人材登用が期待される。

DXは、このような社会構造を考慮して浸透しており、DX推進の担い手となるデジタル人材不足を解消する上でも、人材育成をしながらの人材登用は有効だと言われている。

国は新たな雇用確保の手段として2022年2月に「女性デジタル人材育成プラン」を策定した。

地方公共団体は、男女共同参画センター・経済団体・大学等と連携して、女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し、教育訓練や再就職・転職支援などを行う。

更には、こうしたスキルを身に着けた女性が時短やテレワークなど柔軟な働き方ができるように、優良事例を紹介するなど民間企業、地方公共団体、国などが協力して、地域の女性のデジタル雇用創出と地域企業の生産性向上の実現を図ることを掲げている。

また、DX時代は、人生100年時代とも言われており、若年層の新規雇用が困難になっていくことが予想される一方、高齢者と言われるシニア層は年々増加していく。

2021年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法により、70歳までの就業機会の確保が努力義務として求められており、雇用主側は定年延長、継続雇用制度導入や定年制廃止などの措置を講じる必要性がでてきた。

今回の改正で、企業で働いているシニア層の就業機会は改善される。その一方で年金だけでは生活できない方、コロナ禍の影響でリストラにあった高齢者や売上げ減少により商売をやめざるをえなかった高齢者などのシニア層は、そう簡単には新たな就業機会に恵まれない。

DXが進んでいく時代において、時代に取り残されることのないよう、こういった方々に対しても就業機会を与えていく環境づくりが必要だと考える。

そこで、以下の点について伺う。

1 DX推進の市の取り組みについて

- (1) 牧之原市デジタル化推進会議が設置されているが、この組織はどのように機能しているのか。また、外部団体との連携について、現在のどのような取組が

行われているのか伺う。

- (2) 牧之原市デジタル化推進基本計画アクションプランについて、各個別事業が進められているが、現在の進捗状況について伺う。

2 DX人材確保と人材育成について

- (1) DX推進には、短期的には専門的な知識を持ったデジタルに精通した人材が必要不可欠であると考え。その上で、市のデジタル化の更なる推進のために、今後外部から専門家の人材登用を考えているのか伺う。
- (2) 中長期的には、内部職員の人材育成がDXの更なる推進の鍵になると考えるが、市ではどのようなDX人材育成プランを考えているのか伺う。

3 DX時代に対応できる多様な人材活用と働き方について

- (1) 働く場所や時間を選ばない新たな仕事として、デジタル就労が注目されている。育児や介護などで、フルタイムで仕事ができない女性が時短やテレワークでデジタル就労ができれば、新たな雇用が生まれる。日本一女性にやさしいまちの推進をうたっている我が市としては、官民間問わずに活躍できる女性デジタル人材を育成していくべきと考えるがいかがか。
- (2) 高年齢者雇用安定法の改正により、民間企業においてシニア層の雇用期間が延びていく傾向にある。その一方で、就業したくても新たな就業機会に恵まれないシニア層もいる。DX時代は、人生100年時代とも言われているが、働く意欲はあるが就業機会に恵まれないシニア層に対して、市ではどのような取組を行っているのか伺う。

(質問方式：一問一答)

9月14日(水)

★通告順位	7-1	松下 定弘
★件名		男性用トイレにサニタリーボックスの設置を

男性に多い膀胱がん及び前立腺がんの手術後、また、加齢に伴い排尿のコントロールが困難な方など、尿漏れパッドの使用を余儀なくされている方が一定数いる。

2015年に行われたユニ・チャーム株式会社の調査では、男性用尿漏れパッドの使用率の35%は、20代から30代であると公開されているが、男性トイレの個室には汚物入れ(サニタリーボックス)が設置されているケースがほとんどなく、その処理に困って無理やりトイレに流して詰まらせたり、水分をたっぷりと含んだパッドをやむを得ず持ち帰っている男性も、少なくない。

こうした問題を公益財団法人日本骨髄バンク評議員の大谷貴子氏が、2022年1月31日付けの埼玉新聞の寄稿で問題提起したことや、一般社団法人日本トイレ協会からも発信され、NHKで放送されたことで全国的に注目されている。

使用後の尿漏れパッドを持ち帰ることを誰にも言えず人知れずご苦勞している方もいることから、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置は、今後において必要な取組と考える。

そこで、男性用トイレにサニタリーボックスの設置について、以下の点を伺う。

- 1 本市における公共施設を含む男性用トイレへのサニタリーボックスの設置状況を伺う。
- 2 市民や来訪者の中には、尿漏れパッドの処理に大変苦慮している方がいることを考えれば、まずは公共施設からの設置と考えるが、本市の考えを伺う。
- 3 今後において、公共施設のほか飲食店や、民間施設への周知や協力が不可欠と考えるが、本市としての見解を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	7-2	松下 定弘
★件名		本市における可燃物の指定ゴミ袋について

本市における可燃物の指定ゴミ袋は、牧之原市御前崎市広域施設組合は36L、吉田町牧之原市広域施設組合は30Lの二種類のみであり、可燃物の回収については、1週間に2回、指定された場所へ出している。

これは、各家庭のごみの量が、3日から4日で30Lまたは、36L分のゴミの量と捉えたものとするが、近年の世帯では、高齢者の一人暮らしや、少人数の世帯が増えていることから、現在の指定ゴミ袋では大きすぎると言った声が多く聞かれる。ゴミ袋の大きさに合わせて週に一度のゴミ出しにすれば良いかと考えるが、一週間もゴミを家に置くことの不快感や、特に蒸し暑い夏場などでは生ごみの匂いや衛生面から不満を感じる。改めて、週2回の可燃物回収の取組について、行政及び、業者の努力が評価される場所である。

一方で現在の指定ゴミ袋では収まり切れず、もう少し大きいゴミ袋が欲しいといった市民からの要望もある。

そこで、他の市町では可燃物の指定ゴミ袋の種類は、大45L・中30L・小20Lとして広く採用されていることから、本市も各世帯の家族構成に合わせて、指定ゴミ袋を市民が選べる事が出来るよう提案するとともに、以下の点について伺う。

- 1 本市における可燃物指定ゴミ袋の市民からの要望等に対する考えを伺う。
- 2 可燃物指定ゴミ袋の種類を増やすことの問題点について、考えを伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-1	谷口 恵世
★件名		牧之原市のカーボンニュートラル政策について

地球温暖化等による影響で、豪雨による洪水や干ばつ、異常乾燥による大規模な山火事など、これまで経験したことのない異常気象や自然災害が世界中で頻発している。

このような災害は、人々の生活や経済に多大な損失をもたらす可能性を秘めており、例えば、干ばつによる食料不足、海面上昇による国土の水没、気候変動に対する対策費用の増加や健康被害など、私たちの生活にも直結した重大な問題である。本市においても、令和3年5月1日に発生した竜巻等災害は記憶に新しい。

このような観点から、経済発展と環境保護を両立させなければ成長を持続していくことはできず、そのための投資を惜しむべきでないという考え方が強まっている。

2020年10月に菅政権が2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル宣言」をした後、多くの地方自治体がそれに続き、牧之原市も2021年1月にゼロカーボンシティを宣言した。

また、平成19年3月より地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定し、現在、令和4年3月の第4期計画策定まで至っており、第3次総合計画重点プロジェクトでは、カーボンニュートラルと経済成長の好循環の実現が掲げられている。

実際のところ、2050年までにカーボンニュートラルを達成することはかなり挑戦的な目標であり、現行の取組や技術の延長ではとても達成できないため、画一的な解決策はなく、地域の特色を最大限に活かして取り組むことが必要不可欠である。そのため地方自治体の担う役割は大きい。

そこで、以下について伺う。

1 牧之原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第4期計画について

(1) 温室効果ガス排出量の推移では、令和2年度における温室効果ガスの排出量は1584t-CO₂で、基準年である平成27年度比で26.7%の削減となったとの報告がされているが、削減要因をどのようにとらえているのか。

また、牧之原市の事務・事業の温室効果ガス排出量は、当市内全体の何パーセントに値するのか。

また、CO₂以外の6種類について、排出量に占める割合が少ないことが予想されるため非対象とされているが、その根拠と、今後の使用量の把握等の体制を構築していくとあるが、現段階での進捗状況は。

(2) 学校給食残渣を市内バイオガス発電所へ搬入し試験を既に実施している場合、その進捗状況は。

(3) 取組内容の中で、リモート会議の推進とあるが、コロナ禍においてデジタル化が加速し、リモート会議の普及率が高まったが、牧之原市の事務・事業において現状と今後の普及率の目標値は。

2 第3次総合計画 重点戦略2について

(1) ゼロカーボンシティを目指すには、牧之原市の事務・事業の計画だけでは達成は難しく、市内の各分野ごとの取組が必須であり、重点プロジェクト戦略2はまさにそのための政策ととらえるが、例えば、産業分野・交通分野・家庭分野での取組に対して、具体的にどのような支援をしていくのか。

また、各分野のロードマップを作成し、現在の温室効果ガス排出量や、今後の取組の目標数値を計画していくことが重要と考えるが、そのような計画は考

えているのか。

- (2) 重点プロジェクト(1)ものづくり分野の転換と発展での、温暖化防止と農家所得の向上について、実施事業の一つであるオーガニックまきのはら推進事業についての現段階での進捗状況と今後の連携の方向性は。

また、荒廃農地や収穫放棄地の活用に関しては、革新的技術ではなく、既存技術の最大限活用により温暖化防止と農家所得にすぐに貢献できることも考えられるが、そのような政策を打ち出せないのか。

- (3) 重点プロジェクト(3)市民生活や公共分野での推進の公共施設のZEB化について、今後、当市建設予定の施設に関しては、ほぼ、ZEB化を取り入れるのか。

また、既存庁舎については検討の予定はあるのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-1	石山 和生
★件名		牧之原市の台風、大雨等による自然災害対策について

質問の背景として、近年、台風が大型化・強力化していると言われている。昨年5月に布引原・須々木・勝間田・坂部地区で発生した竜巻や、7月の熱海市伊豆山土石流災害など、市民の防災への関心は高い状態である。

そこで、以下の点について伺う。

- 1 現在の土砂災害の対策として、砂防ダムが各所に設置されている。しかし、それぞれの砂防ダムが現在機能する状態であるか、把握及び確認をどのように行っているかを伺う。
- 2 台風が接近した際、川の水を海側に流すことができず、沿岸部付近の川の氾濫が多発していると聞く。沿岸部付近には農地も多く存在し、川の氾濫があるたびに、農作物への被害及び収穫に影響が出ることも聞く。牧之原市は、沿岸部付近の台風時の川の氾濫対策をどのように考えているかを伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-2	石山 和生
★件名		多文化共生の政策について

質問の背景として、今後、日本への外国人労働者が国策として増えていくことが考えられ、特に牧之原市は、彼らへの労働の場の提供に優れており、外国人人口増加の土壌がある。外国人の方々が増えることで、住民税や地方交付税交付金など市の財政もよくなるため、共生ができる体制を整え、積極的に誘致していくことが重要と現在も考えている。

彼ら外国人は、なぜ牧之原市で働くが住まないのか、それは牧之原市での「外国語での情報発信」、「多文化共生の推進」、「外国人の子供への日本語教育が不足している」

ことの3点が主な原因だと考える。

第3次牧之原市総合計画の重点方針にも多文化共生推進との記載があり、今後の牧之原市の対応について、以下の点を伺う。

- 1 出入国在留管理庁が出している「外国人受入環境整備交付金」を活用し、外国人にとって必要だと考えられる情報を、外国語で情報提供することを検討しているか。
- 2 同交付金を活用し、多文化共生を進めるべく、言語の必要性が低い地域活動にて、日本人との交流を促すこと（自治体活動、海岸清掃、道路側溝清掃、草刈り作業、スポーツなど）を検討しているか。
- 3 今後、外国人の方々による人口増加を狙っていくには、最低限の教育機会の提供も欠かせない。
 - (1) 現在、学校現場でも外国人の子供たちへの対応で苦勞していると伺っている。文部科学省の外国人児童向けの予算などを活用し、他市と同様に、民間などと協力しながら、さらなる教育機会の提供を考えているか伺う。
 - (2) 学校再編では、多くの外国人児童が集まることとなる。そんな学校だからこそ、日本語が伝わらない人とのコミュニケーション(言語、非言語)を学ぶことの大切さが必要と考える。現時点で、学校再編における多文化共生を実現するためのアイデアなどがあるか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-3	石山 和生
★件名		牧之原市の組織変革について

質問の背景として、今後、少子高齢化で人口減少が進み、財政悪化が見込まれる。そのような状況下では、業務量が増えたとしても、職員の人数を増やすことが簡単でないことは自明である。そうであるならば、職員が、同じ業務量を短時間でこなせるようになる必要がある。

同じ業務量を短時間でこなすためには、職員の方々のモチベーションが上昇し、仕事へ前向きになるような、組織風土改革が必要だと考える。モチベーションが高く働きやすい仕事場にすることにより、より優秀な人材の採用にもつながる。

また、現在は、日本全体の高度経済成長も終わり、差別化が最重要の時代である。行政も同じく、他の市町村と競争の社会にあり、選ばれる牧之原市にならなくては、人口も増加せず、財政もよくなっていかない。

選ばれる牧之原市になるためには、どんどん面白い、新しい提案が生まれてくる組織にならなくてはならない。

その選ばれる牧之原市になるためには、「ヒト」が何よりも重要である。今本会議でも議案とされている、第3次牧之原市総合計画の基本構想にも「チャレンジする」などの記載がされており、本当に重要なことであると私は考えている。

そこで、以下の点について伺う。

- 1 第3次牧之原市総合計画の基本構想の「取組に向けた姿勢」を実現するため、職員
の意識や行動に対してどのようなことをしていくのか。
- 2 一般的に国も含めて、行政組織というものは、昔から変わっていないと言われて
いる。民間から、最先端の組織変革を行っている外部の目を入れて、組織変革を行
っていくことも重要と考えるがいかがか。
- 3 具体的には、総務省の研究対象ともされている大阪府四條畷市の「組織エンゲ
ージメントの可視化と組織活性について」が非常に参考になるが、牧之原市は、ど
のように考えるか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	10-1	大石 和央
★件名		改正個人情報保護法と市個人情報保護条例の改正について

2021年5月にデジタル関連6法案が成立し、個人情報保護法等が改正された。本年4月
から、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法が
一本化され、個人情報保護法として個人情報保護委員会に一元的に所管されること
になった。これにより個人情報保護委員会から、「個人情報保護法の規律の考え方」
や「ガイドライン」が出された。これを受けて、地方自治体は個人情報の取扱いに
関して共通のルールに改めることが求められ、本市も2023年3月末までに、市の
個人情報保護条例を改正することを予定している。なお、改正条例には実施機関
として議会が含まれず、議会は別立てで条例制定を検討することとなっている。

個人情報保護に関するルールは、地方自治体が先行して住民の情報を保護して
きたところである。この意味において国は大いに評価し、現行の個人情報保護
条例を尊重する姿勢を示すべきと考える。以下質問する。

1 個人情報保護条例の改正への対応

- (1) 法と現行条例どちらが市民の情報保護を重視しているか。
- (2) 個人情報保護委員会からのガイドラインは、個人情報保護に先導的な取組
してきた地方自治体に水を差すような条文解釈が示されている。個人情報の保
護に関する法律についてのQ&Aでは、個人情報保護条例を「法施行条例」と
記して説明している。これは国と地方との対等関係を上下関係として扱って
おり、地方自治の本旨や憲法の条例制定権(第94条)に反するという意見がある
が、どのように考えるか。
- (3) 市の条例改正への体制と進捗状況、これからの日程について伺う。

2 現行の個人情報保護条例をどのように変えようとしているのか

- (1) 実施機関に議会は除かれるが、現行条例の基本理念を後退させることなく、
基本的人権の保障や自己情報のコントロール権など、市民の権利を十分に規定

することが肝心だと考えるが、この点についての見解を伺う。

- (2) 現行条例は個人情報の取扱いにおいて、本人以外からの収集の制限、目的外利用・提供の制限、オンライン結合による提供の制限をしているが、これらについてお聞きする。
- (3) 現行条例の個人情報保護審査会の役割は重要と考えるが、どのように評価しているか。また、どのように変えていくつもりなのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	10-2	大石 和央
★件名		第3次牧之原市総合計画について

令和5年度からの第3次牧之原市総合計画基本構想及び前期基本計画の両案が示されているところである。計画期間は基本構想が8年、前期基本計画が4年である。基本構想においては議決案件として、本議会に提案されているところである。内容については、これまでにそれぞれ説明等されてきたところであるが、重点戦略・プロジェクトについて、以下の点について質問する。

1 高台開発の推進

- (1) この件については2月議会でも若干お尋ねしたところである。これ以降の経過報告と土地区画整理準備組合総会が9月18日に開かれる予定であるが、今後の高台開発のスケジュールについてお聞きする。
- (2) 組合事業に対して、市から毎年度2億円4年間で8億円を補助しているが、これからの予算を含む事業計画はどのように見込んでいるか。
- (3) 当初計画の実現について、「社会経済環境の変化等にも十分に対応できる計画」だと断言したが、根拠は何か。費用対効果についてもお聞きする。

2 安心安全の確保としての海岸防潮堤の整備

レベル2津波対策としての防潮堤整備、沿岸部の賑わいづくり、津波災害警戒区域の指定の不同意には整合性がないと考えるが、どのようなまちづくりを目指すのか。

3 学校再編の推進

教育委員会に市民らが「学校再編について対話を求める請願」を提出されたが、どのように評価しているか。またこれについての対応についてお聞きする。

(質問方式：一問一答)